

インクルーシブ教育システム構築モデル事業（モデルスクール）審査基準

I. 採択案件の決定方法

提出された実施計画書について審査を行い、各評価項目の得点合計が一定の条件を満たす複数の者を採択案件に決定する。

II. 審査方法

実施計画書に基づき、文部科学省に設置された審査評価委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III. 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、審査評価委員会の各委員が各々評価した結果の合計を当該提案者の得点とする。併せて、各項目について特に優れた点などがあれば考慮するものとする。

〔評価基準〕

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

(1) 事業実施主体に関する評価

- ① 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ② 事業の趣旨・内容に精通し、必要に応じてモデル校の取組を支援及び指導助言できること。
- ③ 事業を効果的に実施するために必要な実績等を有していること。

(2) 事業内容に関する評価

- ① 合理的配慮を提供する幼児児童生徒の事例数の確保が見込まれていること。
(別紙の事例をはじめ、より多くの事例に取り組むことが望ましい。)
- ② 合理的配慮を提供する幼児児童生徒の事例が国や他の地域の参考となることが期待できること。(年齢、学習上・生活上の困難等が多様な幼児児童生徒の事例が期待できることが望ましい)
- ③ 合理的配慮を提供するにあたりモデル校における校内の体制整備が具体的に計画されていること。(「合理的配慮」の決定に関し、学校と本人及び保護者との合意形成や、個別の教育支援計画の作成の観点が盛り込まれていることが望ましい。)
- ④ 事業成果が国や他の地域の参考となることが期待できること。
- ⑤ 事業内容に対して、妥当な経費が示されていること。

インクルーシブ教育システム構築事業（モデル地域（交流及び共同学習））
審査基準

I. 採択案件の決定方法

提出された実施計画書について審査を行い、各評価項目の得点合計が一定の条件を満たす等複数の者を採択案件に決定する。

II. 審査方法

実施計画書に基づき、文部科学省に設置された審査評価委員会において書類選考を実施。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III. 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、審査評価委員会の各委員が各々評価した結果の合計を当該提案者の得点とする。併せて、各項目について特に優れた点などがあれば考慮するものとする。

〔評価基準〕

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

(1) 事業実施主体に関する評価

- ① 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ② 事業の趣旨・内容に精通し、必要に応じてモデル地域の取組を支援及び指導助言できること。
- ③ 事業を効果的に実施するために必要な実績等を有していること。

(2) 事業内容に関する評価

- ① 本事業の趣旨を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築を目指した内容が計画されていること。
- ② 合理的配慮を提供する幼児児童生徒の事例数の確保が見込まれていること。
(別紙の事例をはじめ、より多くの事例に取り組むことが望ましい。)
- ③ 事業成果が国や他の地域の参考となることが期待できること。
- ④ 事業内容に対して、妥当な経費が示されていること。

(I型の場合のみ)

- ⑤ 居住地校交流、高等部における交流、多様な障害種における取組等、従前からの蓄積が必ずしも十分ではない多様な取組の視点が盛り込まれていること。

インクルーシブ教育システム構築事業（モデル地域（スクールクラスター））
審査基準

I. 採択案件の決定方法

提出された実施計画書について審査を行い、各評価項目の得点合計が一定の条件を満たす複数の者を採択案件に決定する。

II. 審査方法

実施計画書に基づき、文部科学省に設置された審査評価委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III. 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、審査評価委員会の各委員が各々評価した結果の合計を当該提案者の得点とする。併せて、各項目について特に優れた点などがあれば考慮するものとする。

〔評価基準〕

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

(1) 事業実施主体に関する評価

- ① 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ② 事業の趣旨・内容に精通し、必要に応じてモデル地域の取組を支援及び指導助言できること。
- ③ 事業を効果的に実施するために必要な実績等を有していること。

(2) 事業内容に関する評価

- ① 地域の教育資源を組み合わせた取組が具体的に計画され、実現性があること。
(なるべく多くの取組がなされることが望ましい。)
- ② 地域内の教育資源を組み合わせた取組を実施するにあたり、地域内の体制整備が具体的に計画されていること。
- ③ 合理的配慮を提供する幼児児童生徒の事例数の確保が見込まれていること。
(別紙の事例をはじめ、より多くの児童生徒に取り組むことが望ましい。)
- ④ 事業成果が国や他の地域の参考となることが期待できること。
- ⑤ 事業内容に対して、妥当な経費が示されていること。

(審査基準・別紙)

インクルーシブ教育システム構築モデル事業における
合理的配慮の事例について

平成26年度事業において、特に下記の学校種等での取組をはじめ、より多くの事例数に取り組んで頂きたい。

【学校種】

幼稚園、中学校、高等学校

【障害種】

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、情緒障害、言語障害

【学びの場】

- ・ 通常学級における事例
- ・ 通級による指導を受けている事例